

保育所等における濃厚接触者の特定・臨時休園の取扱い等を見直します

厚生労働省より発出された「B1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について（令和4年7月22日一部改正）（以下「厚労省通知」という。）」を踏まえ、本市の保育所等における濃厚接触者の特定・臨時休園の取扱い等について、以下のとおり見直すことといたしましたのでお知らせいたします。

1 濃厚接触者の特定について

（1）施設内で陽性者が判明した場合

- 施設内で陽性者が判明した場合には、**濃厚接触者の特定は行わない**こととします。

（2）同一世帯内で感染者が発生した場合

- 同一世帯内で感染者が発生した場合は、在園児又は職員は濃厚接触者となるため、登園（出勤）停止となります。
- この場合は、厚労省通知のとおり、濃厚接触者の登園（出勤）停止期間について、原則7日間から5日間へ変更とします。
- ただし、施設の職員については、2日目及び3日目の抗原検査キットによる検査で陰性が確認できた場合は、3日目から出勤を可能としますが、7日間が経過するまでは、検温等の健康状態の確認や、感染防止対策を徹底することとします。なお、この取扱いは在園児には適用されません。

2 臨時休園の取扱いについて

- 濃厚接触者の特定を行わないことから、原則、臨時休園は行いませんが、陽性者及び1（2）に該当する方は登園（出勤）停止となります。
- ただし、事業所等の中で同時に5名以上の集団感染（クラスター）が発生した場合や、施設の職員が陽性となり、複数名出勤できないことにより保育の提供が困難な場合に限り、本市と協議の上、一部又は全部休園とします。

3 適用開始日

令和4年7月26日（火）

【認可保育所に関すること】

担当 川崎市こども未来局保育第1課 大場
電話 044-200-0121

【地域型保育、認可外保育施設に関すること】

担当 川崎市こども未来局保育第2課 長田
電話 044-200-3948

【公立保育所に関すること】

担当 川崎市こども未来局運営管理課 岡田
電話 044-200-2609

【認定こども園に関すること】

担当 川崎市こども未来局幼児教育担当 佐藤
電話 044-200-3794